

プレスリリース

平成15年2月25日
厚生労働省医薬局食品保健部企画課
農林水産省総合食料局品質課

第3回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について

第3回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要を、以下のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

1. 日時 平成15年2月18日(火) 10:00～12:00
2. 場所 郵政事業庁舎2階共用会議室A～D
(東京都千代田区霞ヶ関1-3-2)
3. 議事概要
別添参照

【照会先】

厚生労働省医薬局食品保健部企画課
担当 桑島、中田、神奈川
TEL: 03-5253-1111
(内線 2452 又は 2492)
03-3595-2326 (直通)
農林水産省総合食料局品質課
担当 金山、安達、相原
TEL: 03-3502-8111 (内線 3114)
03-3507-8592 (直通)

(別添)

第 3 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要
(平成 1 5 年 2 月 1 8 日 (火))

1 . 委員の出欠

委員 1 2 名中 1 0 名が出席。

(欠席： 豊田委員、原田委員)

2 . 議事概要

(1) 期限表示の用語の統一について

事務局から資料 1「期限表示の用語の統一について」について説明。

< 意見交換 >

座 長： 議論の前に 2 つ、この委員会の性格について、整理する。

1 点目として、食品の表示制度に関する懇談会から、分かりにくいと指摘を受けているものの一本化を行い、特に期限表示の用語・定義については 2 省の間で一本化することを、この共同会議の第一の仕事としようというメッセージを受けている。よって共同会議では、早急に結論を出す義務を負っている。なお、共同会議における決定は最終決定ではなく、今後パブリックコメント等がある。

2 点目として、従来の 2 法の運用がバラバラとの指摘があったが、この 1 ヶ月間に両省で定義の統一案を作ってもらった。論理的に検討することも大事であるが、習慣や社会的な背景、両省の役割も考慮した上で、定義の統一案に見合う名前を付ける必要がある。

内容と名前が一致しないこともあるだろうが、その点も踏まえて御議論をお願いしたい。また、第 1 回の共同会議以降、委員各位がそれぞれの立場で意見交換等して頂いたものと考えてるので、それらを踏まえての発言をお願いしたい。

委員： 早急に取りまとめたという座長の話は理解できるが、委員が自由に発言しやすいような環境づくりについては、十分な配慮をお願いしたい。

座長： 中間取りまとめでも、表示は消費者に誤解のないようにすることが大切と指摘されており、その点にも十分配慮する必要がある。

委員： それぞれの立場で、検討されたことをご発言頂きたい。どうしても本日決めて欲しいと言うことではない。

座長： 昨日、事務局の方から電話を頂いた。事前に意見が言いにくくなるようなことは避けて欲しい。

委員： 会議の進め方について、ご意見を頂いた。さて、大きく、3つの案が事務局より示されているが、これについて、意見をお願いしたい。

座長： 会議の進め方については、委員の意見に賛同する。

議論の過程を残す意味で資料 1 - 1 を残すのは有意義であるとする。

資料 1 - 1 で品質保持期限を支持する理由は 4 点挙げられているが、2 点目から 4 点目は、むしろ、品質保持期限を積極的に支持する理由ではなく、賞味期限の留意点として捉えて頂きたい。

また、統一案については、妥当性の高い定義であると思う。英訳については、精査する必要があると思われる。

フランスでは、消費期限と勸奨消費期限として記載している。このように、消費期限に何らかの修飾語を付すことも考えられる。こうすれば、消費者への普及啓蒙もしやすくなるので、検討の余地があるのではないか。

座長： 品質保持期限を支持する 2・3・4 点目は、賞味期限の留意点であることと、フランスの例をご紹介頂いた。

委員： たたき台として出された統一案の定義には、「品質」という言葉が入っている。食品の品質には、「安全・栄養・食味」の 3 要素があると思うが、食品は安全性が一番大事である。

品質が保持されているものは、安全であるとする。現在表示されている期限は、可食期限に例えば 0.8 等の安全係数をかけたものが記載されており、賞味期限として記載されているのではないか。「賞味」という語は、広辞苑にも掲載されている。内容をきちんと表す日本語的に良い言葉である。外国にも、このよう

な良い言葉はない。

委員： 資料 1 - 2 の定義の統一案を見ると、品質保持期限という用語になる。定義と用語が一致することも必要であり、用語と定義をセットで考える必要があるのではないか。賞味期限とするならば、これらの意味も入っていた方がよいのではないか。

座長： 定義が用語と同じ言葉では、定義にはならない。別の言葉を使用して定義する必要がある。

委員： 定義の統一案は短い。Codex の定義では、最後の一文で、「日付を過ぎたものも食べられなくなるものではない旨」を記載しており、このような内容も定義の統一案に反映させる必要があるのではないか。

委員： 賛成である。期限が過ぎるとすぐに捨ててしまう消費者もいる現状を考えると、自己責任の考え方も入ることから、Codex の定義の最後の文言は是非欲しい。

座長： 可食期限との関係で考えるとどうか。

委員： 委員より、賞味期限が安全率をかけた数値である旨の説明があったが、日頃の経験から考えると、日持ちの長いものは、可食期限に安全率をかけるのではなく、食味等の劣化する期限に安全率をかけていると思う。言葉の意味からしても、「賞味期限」の方が内容を表しているのではないか。

座長： 第 3 の用語として、フランスの例を出して頂いた。日本語としては良いのではないか、との意見であったが。

委員： 言葉を大事にすることは大事である。早く決めるべきだと思うのでいたずらに議論を長引かせたくないが、「期限」という言葉には「それを過ぎたら食べられない」というニュアンスがあり、この言葉を使わないほうがしっくりする、というのが本当の気持ちである。「期間」とか、「賞味保証期間」とした方が良いのではないか。

今までの習慣で慣れていなくても、しばらくの猶予期間もあるので、その期間に慣れもできることから、基本的に考え直すのがよいのではないか。

座長： 「期間」は、どんな意味となるのか。

委員： 「その間は賞味が十分に保証される」という期間。

委員： 「期間」という言葉は良いが、「製造年月日」が記載され

- ていなければ、「期間」とは言えないのではないか。
- 委員： 賞味できる期間として製造年月日と一緒に記載してはどうか。
- 委員： できることならば、製造年月日と一緒に記載することがよいと思うがこれは難しいとのこと。どんなものでもいつかは慣れるのであるから、「慣れているから」というのは理由にならない。何も変えることができないことになる。
- 座長： 期間、期限について、この場ではどこまで議論すべきなのか。
- 委員： 製造年月日表示は、製造した時点の判断が難しく、むしろいつまで品質を保つことができるかが重要な情報であるということから、製造年月日表示に代えて期限表示が導入された経緯がある。「期間」という用語となれば、製造日を気にする人もでてくるのではないか。例えば、日配品の場合、製造年月日を記載すると、午前0時を挟んで、どのように記載するのか、という問題も出てくる。
- 委員： 「期間」は、どこまで食べられるのかの情報であるが、個人差もあり、それを過ぎた後の判断は、消費者により異なる。
どんな用語を使用しても、消費者教育を充実していけばいいのであって、「賞味期限」でいいのではないか。
- 委員： 「期限」という言葉が問題と言うことだが、「期限」という言葉が良いかどうか。みんながそれで良いと思ってくれれば良いが。
- 委員： 「品質保持期限」とすると、「可食限界」としか受け取られないのではないか。
法律や省令等を作成しても、受け手が理解しなければ無意味であり、消費者へ浸透させることが大切である。その意味で、「賞味期限」で折り合いをつけてはどうか。
- 委員： Codex の定義の However 以下を入れれば、消費者等にも分かりやすい。
「保証期間」には、期間を過ぎた場合は保証しないというニュアンスがあり、「賞味期限」で良いのではないか。
- 座長： Codex の定義の最後の部分を追加するという提案があった。
平成7年の期限表示導入時も、「期限」がよいとされており、

そこへ遡って議論するのは我々の役目ではない。

前回の委員の発言でも、品質保持期限の２点目から４点目は、賞味期限の留意点として挙げられている。一方、賞味期限を支持する意見も多数あった。

先ほど、「保証期間」等の提案があったが、第３の用語については、特に意見はないか。

委員： 第３の用語は難しいと考えている。前回提出した事例では、賞味期限でも、品質保持期限でも、両方同じような問い合わせを受けている。新しく作っても、問い合わせの内容は変わらないと思われる。

第３の用語については、スペースに余裕のあるメーカーは、任意で「○○までおいしく食べられる」等と記載している。用語として規定するのではなく、可能なものについては、任意表示として推奨していくことも可能ではないか。良いものであれば、自ずから普及していくことが考えられ、今後の展開も考慮することが必要ではないか。

座長： どのような用語を用いても、同じ質問が来ると言うことでもあり、用語は短いほうが良く、用語の内容については、消費者に啓蒙していくことが必要ではないか。

事務局： 「期限」と「期間」の用語の２つの言葉が議論されているが、現在３ヶ月以上の食品については、年月までの表示で良いこととなっている。

Codex の定義の However 以下が省略されていることについては、推測であるが、「期間」と「期限」は、運用上は若干の違いをもたせているのではないかと思う。「期限」という言葉ではあっても、運用上は、「期間」を示すことも可能との解決をつけていると思われる。

省令、告示に記載する際には、法制的な整理をしたいと考えている。

座長： 運用的には行われていても、消費者に対して真の意味が伝わっていないことが問題である。

委員： 資料１－２の定義案の中の「物」というのは、「食品」をさすのか、「添加物」まで含まれるのか。また、Codex の However 以下をつけることについては、賛成である。

- 事務局： 「物」というのは、Codex の定義において、Products を訳したものであり、今後両省で定義について、協議して参りたい。
- 座長： 言葉としてなじみを考えて欲しい。大体の方向は出てきているのではないか。概ね、「賞味期限」でよいのではないか、という方向と思うが、いかがか。
- 委員： 現在の用語のどちらかを選択するのが悪いと考えているわけではない。これだけ注目されている問題であり、新しい言葉にならないのであれば、この期限を過ぎても、「直ちに食べられなくなる」というような消費者の誤解があるという状況は解消するためにも、消費者等にどう知らしめていくのか、考える必要がある。
- 座長： 将来的な観点から、消費者に分かるように普及していくという発言を頂いた。
1つの定義、1つの言葉で、内容の誤解のないようにしていくこと必要であると思う。
- 委員： 「勸奨消費期限」という言葉を提案したということを記録に残して欲しい。
また、定義については、Codex の定義をそのままに使っている国は少ない。However 以下は、説明的事項であり、定義自体に付け足すことが必要か、各国の国内法を調べた上で、検討が必要ではないか。
「勸奨消費期限」に相当するフランス語はアルファベットで27文字であったが、特に長いという印象は見られない。
また品質の定義は必ずしも一定していない。英国の食品法典を見れば、Codex の定義に補強を行っているところもある。
- 座長： 現在の発言は、記録に残しておく。定義については、言葉として十分に分かりやすいものにして頂きたい。
- 事務局： 期限表示の意味について、消費者への情報提供が必要であると考えている。農林水産省では、現在、「食育」に力を入れているが、その他にも食に関する多くのキャンペーンを行っているので、その中で取り組んでいきたい。
また、定義については法制的な検討が必要であり、両省で検討させて頂きたい。
また、この会議の後、いずれにしても、具体的な改正案につい

てパブリックコメントを行い、国民の皆様の御意見をひろくお聞きすることとなっている。

さらに、表現、言葉遣い等、消費者に分かりやすい努力が必要と考えている。

座 長： 農林水産省は食育、厚生労働省はリスクコミュニケーションの一環としてキャンペーン等の取組を行っており、期限表示の用語についても、これが普及するように、これらの中に組み入れていく必要がある。

では、概ねの議論の方向としては、「賞味期限」に統一できるのではないかと。次回は、本日の議論を踏まえ、定義の統一案を修正するとともに、具体的な省令及び告示の改正案を提出して欲しい。

（また、改正までのおおまかなスケジュールの説明が事務局よりなされた。）

（２）遺伝子組換え表示対象品目の見直しについて

事務局から、「平成１４年度における遺伝子組換え食品の表示対象品目の見直しについて」について説明。

事務局より、資料２参考２「安全性審査の手続きを経た遺伝子組み換え食品について」について、説明

独立行政法人食品総合研究所食品機能部味覚機能研究室日野室長より、「組換え体検知技術の現状と課題」について説明。

< 意見交換 >

事務局： 平成１４年度における遺伝子組換え食品の表示対象品目の追加、変更は行わないこととするという案であるが、それでよいのか、御議論を頂きたい。

委員： 現在、遺伝子組換えを使用した加工食品は、どの程度、定量的に検査することができるのか。

日野室長： 加工食品の定量法の開発は難しい。科学的に考えれば、豆腐、豆乳等は検出できると予測している。現在、モンサントに

協力して頂き、各機関において検討を進めているところ。

委員： この共同会議で、どこまで議論するのか。

事務局： 遺伝子組換え食品の表示と検知方法は密接なものであることから、それについて説明を行った。

遺伝子組換え食品の表示については、組換えられたタンパク質が検出できないものについても義務表示の対象とするか、意図せざる混入の混入率をどれくらいに設定するか等について様々な議論があるが、このような基本的なルールについては、第1回の共同会議でご検討頂いた優先順位に従い、今後検討を行うこととしている。高オレイン酸のような問題についてもそこで検討を行って頂く。

一方、本日は現行のルールの枠内での表示対象品目の見直しについて、御議論頂きたい。

委員： 後者については、何故ここで議論するのか。

委員： 今回は、JAS調査会の小委員会として、表示対象品目の定期見直しについて検討するものと理解している。ただ、現在、高オレイン酸大豆のように、厚生労働省と農林水産省で若干の不整合があり、今後の検討課題となりうる。

事務局： 表示対象品目の定期見直しについては、JAS法のみの問題だが、本共同会議はJAS調査会の下部組織としての位置付けもあることから、今回この問題を議論して頂いた。

（以上の議論の結果、遺伝子組換え表示対象品目の見直しについては、平成14年度については、新たな品目の追加は行わないという方向で委員の了承が得られた。）

（3）加工食品の原料原産地表示の現状について

事務局： 資料3「加工食品の原料原産地表示の現状について」説明。

（4）次回のすすめ方

（次回第4回の検討課題については、

（1）期限表示の取りまとめ

(2) 「製造・加工等の定義」及び「表示対象の考え方について」
とすることで委員の了解が得られた。)

委員： 「製造、・加工等の定義」を次回以降検討するとのことだが、国語として、どういう理解なのか。一般消費者の認識との食い違いがある可能性もあるので、(製造、加工等の用語について、) 調べておいて欲しい。

(また、次回第 4 回は 3 月 2 4 日 (月) 郵政事業庁舎 2 階共用会議室 A ~ D で開催することとなった。)

(以 上)